慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	昭和二〇年代における利益団体形成過程の一考察： 日本遺族厚生連盟の事例分析
Sub Title	A study on the origin and development of interest groups in occupied Japan : in the case of the Nihon Izoku Kosei Renmei (The association for war bereaved families)
Author	奥, 健太郎(Oku, Kentaro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2010
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.83, No.10 (2010. 10) ,p.29- 72
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20101028-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

昭和二〇年代における利益団体形成過程の一考察

――日本遺族厚生連盟の事例分析――

奥　健　太　郎

一　はじめに
二　初期占領政策下の遺族会の低迷　昭和二〇年～二四年一月
(一)　時代状況
(二)　広島県の遺族会
三　占領政策の転換と遺族会の組織形成　昭和二四年二月～二五年一二月
(一)　時代状況
(二)　広島県の遺族会
四　講和交渉の進展の中で　昭和二六年一月～二六年九月
(一)　時代状況
(二)　広島県の遺族会
五　講和条約締結直後の遺族運動の「沸騰」　昭和二六年一〇月～二七年四月
(一)　時代状況
(二)　広島県の遺族会
六　独立回復後の遺族会　昭和二七年四月～二八年
(一)　時代状況
(二)　広島県の遺族会
七　おわりに

一　はじめに

昭和二〇年代はわが国の利益団体の勃興期であり成長期・発展期である。利益団体の形成過程を、戦前戦後を通じてマクロに分析した辻中豊は団体増加率のモデルを示した上で、次のように説明する。昭和二〇年代前半は団体の噴出期であり、二〇年代後半はそれが落ち着いた時期であった。すなわち、占領と新憲法制定にともなう政治体制の変動が、昭和二〇年代前半における全国団体の衣替えや新設、末端団体の急噴出を促した。しかし昭和二〇年代後半に入るとこれらの団体が次第に淘汰され、「独立講和に前後して末端団体をよく掌握しえた全国団体が自らの領域を再編」していったのである。(1)

そして昭和三〇年代に入ると、利益団体はその活発な活動から社会の注目を集め、それと当時に「圧力団体」として批判的に取り上げられるようになった。(2) その傾向は学界においても同様であり、昭和三五年度の『年報政治学』で「日本の圧力団体」という特集が組まれたことに象徴されている。

ところで、本稿が焦点を当てる日本遺族厚生連盟（日本遺族会の前身団体）は、右に述べた全体状況と重なる歴史を持つ。同連盟が結成されたのは、昭和二二年一一月のことであるが、前身団体がないため出発当時その組織的基盤は脆弱なものであった。しかしやがて組織の基盤を固め、昭和二八年に財団法人日本遺族会に改組、昭和三〇年代初頭には、有力な「圧力団体」の一つとして注目を集めるに至る。(3) それにしても、日本遺族厚生連盟はなぜ結成一〇年にして「圧力団体」と呼ばれるほどの急成長を成し遂げることができたのだろうか。

本稿はこうした問題関心に基づき、昭和二〇年代の日本遺族厚生連盟に関し次の点に注目して考察を進めたい。

第一は、日本遺族厚生連盟の地方組織の形成・発展過程である。そもそも日本遺族厚生連盟は各県遺族会が集まって結成した全国団体であり、組織的には各県遺族会の連合体である。(4) したがって、同連盟の組織の急成長を

理解するためには、構成単位である県遺族会の形成・発展過程が明らかにされなければならない。本稿ではこの点を一次資料が豊富な広島県[5]を事例として分析していく。

第二は、日本遺族厚生連盟における中央地方関係である。一般に団体が「圧力団体」と呼ばれるからには、本部と支部が共通の目的に向かって連絡を取り合い、一体になって政治的な活動をすることが不可欠といえよう。日本遺族厚生連盟の場合、そのような関係はいつからどう発展してきたのであろうか。これについても広島（広島県遺族厚生連盟）と東京（日本遺族厚生連盟）の関係に注目しながら分析していきたい。

本論に入る前に既存研究について述べておく。本稿に関する先行研究には二種類がある。

第一は、政治学における利益団体研究である。日本の利益団体研究はこれまで大きく分けて、昭和三〇年代前半に相次いで発表された事例研究（代表的な研究として石田雄の農協の研究[6]や田口富久治の医師会の研究[7]）と、村松岐夫他『戦後日本の圧力団体』（東洋経済新報社、昭和六一年）発表以降、主流となったサーベイによる研究がある。前者は特定の利益団体を取り上げ、その組織構造や政治過程に対する働きかけを分析しており、本稿と問題関心が重なるところも多い。しかし、それらは既に基盤を確立していた農協や医師会を同時代的に分析したものであり、団体の創設過程や成長過程を詳細に分析したものではない。一方、後者のほとんどはサーベイを行った時点での利益団体をとりまく政治過程や社会過程を分析したもので、歴史を遡って団体の形成過程を分析した研究はほとんど見られない[8]。したがって、本稿はわが国の利益団体の形成過程を一次資料に基づき微視的に分析した初めての事例研究として位置づけられる。

第二は、歴史学における日本遺族厚生連盟または遺族運動に関する研究である。まず、北河賢三『戦後の出発』[9]では、初期占領政策下の遺族の全国団体の結成過程や各地域の遺族会の結成過程が論じられており、本稿と問題関心が重複する部分がある。しかし、分析が初期占領政策期で終わっているために、なぜ日本遺族厚生連盟

が成長したのかは明らかにされていない。また、田中伸尚他『遺族と戦後』は、日本遺族会の歴史を分析した文献で日本遺族厚生連盟時代にも言及しているが、論述の重点は思想的な問題に置かれている。[10] この他今井勇、[11] 木村卓滋[12]の研究も関連する業績であるが、いずれにしても、遺族会という組織の内部を分析したものではなく、日本遺族厚生連盟の成長要因は解明されていない。

二　初期占領政策下の遺族会の低迷　昭和二〇年～二四年一月

(一)　時代状況

本章では初期占領政策期における遺族会の組織形成を論じていくが、その前に日中・太平洋戦争期（以下、戦前・戦中と表記する）の遺族援護体制について簡単に触れておきたい。[13]

戦前・戦中、戦没者の遺族に対しては様々な施策が講じられていた。まず金銭的な援護としては、恩給法に基づく扶助料という年金がベースとしてあった。金銭的な給付はこれだけでなく、軍事扶助法に基づく生活費の支給も行われた。これは扶助料とその他の収入を合わせても生活困難な場合や、扶助料が認定されるまでの生活安定のためなどに支給された。さらに、これらとは別に一時金として特別賜金も支給された。

また政府と民間の間に立って援護活動を行う軍人援護団体も存在した。恩賜財団軍人援護会と銃後奉公会がその中心的存在である。軍人援護会は昭和一三年に設立された団体であるが、同団体は天皇からの内帑金と民間からの寄付等を財源とし、下部団体として各県に軍人援護会支部を置いた。その活動内容は多岐にわたるが、遺族援護に関する事業としては、遺族に対する生業資金の貸し付け、遺児に対する育英事業、遺族の修養雑誌発行、授産所への助成、身上相談、慰安活動、遺児の靖国神社参拝の旅費助成などがあった。町村単位では銃後奉公会

が設立され、県軍人援護会の支部として機能した。銃後奉公会は町村内の全ての世帯主が会員となり、財政的には世帯主からの会費と県や町村からの補助金などによって運営された。[14] このように戦前・戦中の援護は官民一体となって行われていたが、このことは戦後の遺族会を理解する上で重要になってくるので、ここでその点を確認しておきたい。

昭和二〇年敗戦を迎えると、アメリカの初期占領政策、すなわち「非軍事化と民主化」政策が始まった。その一環として、遺族に対する手厚い援護は全て否定されることになった。まず昭和二〇年一一月連合国最高司令官から「恩給及び恵与」と題する覚書が日本政府に伝達され、それに基づき政府は二一年二月「恩給法ノ特例ニ関スル件」を公布した。[15] その結果、旧軍人遺族に対する扶助料の支給が停止されることになり、以後、経済的に困窮した遺族への対処は、生活保護法（昭和二一年制定）の枠内で行われることになった。

また、昭和二一年二月GHQは、「社会救済」（SCAPIN 775）という覚書きを示したが、そこには三つの原則が示されていた。[16] 第一は、「無差別平等の原則」というもので、軍事優先の保護原則を廃することを意味した。第二は、「公的責任の原則」で、これは困窮者に対する事業は政府の責任で行うべきという考え方であり、戦前の日本で伝統的に行われてきた、官民一体、中間団体を活用した社会事業を否定したものであった。第三は、「必要充足の原則」という内容のもので、憲法二五条（「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」）にその考え方が表現されるようになった。こうしたGHQの意向を前に軍人援護会もそのまま存続することは不可能であった。昭和二一年三月、軍人援護会は戦災援護会（引揚者、戦災者を援護した団体で昭和二〇年三月結成）と合併して昭和二一年三月同胞援護会として再出発したが、同会の援護の対象は傷痍軍人や軍人遺家族だけでなく、一般生活困窮者全般に広がった。しかもその同胞援護会も、「公的責任の原則」の下、政府や自治体からの補助金をやがて受けられなくなった。[17]

さらに昭和二一年一一月、内務、文部両次官通牒「公葬等について」が地方長官宛に発せられた。これは政教分離の見地から、①地方自治体が公葬等（慰霊祭、追悼式）を挙行すること、②官公庁の長、職員が公人として公葬等に参加すること、③民間団体が行う戦没者の葬儀、慰霊祭等に地方自治体が援助や敬弔の意を表明すること、などを禁じたものであった。日本遺族会の団体史によれば、この通牒が地方自治体や一般国民に極めて大きな影響を与え、戦没者遺族の問題に関する限り「さわらぬ神にたたりなし」と、遺族を敬遠疎外する気風を生じさせたという。[18]

さて、こうした遺族への逆風の中で、日本遺族厚生連盟はどのようにして結成されたのか。その過程を主として北河の研究[19]を利用してまとめておきたい。

遺族の全国団体結成の動きは、昭和二一年二月武蔵野母子寮長の牧野修二のラジオでの呼びかけをきっかけに始まった。その結果、戦争未亡人が中心となって戦争犠牲者遺族同盟が結成され、事務所は武蔵野母子寮に置かれた。同同盟に対しては、同胞援護会による財政面、労力面での支援が行われ、そうした中で昭和二一年六月に戦争犠牲者遺族同盟結成大会開催にこぎつけた。「戦争犠牲者」という名称に示されるように、同同盟は軍人軍属の遺族だけでなく、戦災者の遺族も含めた団体であった。

大会後、同同盟は全国に支部組織を作るべく、同胞援護会府県支部に地方遺族団体の組織化の依頼状を送った。そして昭和二二年五月戦争犠牲者遺族同盟の第二回目の大会が開かれ、全国から遺族の地方代表者が参加したが、そこで対立が表面化した。同同盟の「左傾化」した性格に不満を持つ、男性を中心とする遺族代表は、大会散会後、露天会議を開いて別の全国団体を作ることを申し合わせたのである。[20] かくして昭和二二年一一月東京に再び集まった遺族代表はもう一つの全国団体を組織した。これが二二年一一月に結成された日本遺族厚生連盟である。

こうして発足した日本遺族厚生連盟であるが、二二年から二三年にかけてその組織基盤は極めて脆弱であった。

全国組織といっても、昭和二二年の発足時、集まった遺族代表は二二県の代表者に過ぎず、「末端組織の成熟も充分でなかった」という。[21] 翌年七月大阪で開かれた大会への参加者は、二四都道府県の代表者八〇名、[22] 一一月に開いた臨時総会で集まったのは一四県代表二〇名に過ぎなかった。[23] 連盟の事務所も一定せず、発足当初、神奈川県遺族厚生連盟内に置かれ、[24] 後に四谷のみさお会館の玄関（二三年秋まで）、日産火災大塚支店内（二四年秋まで）に間借りするような状態であった。[25] そして団体の機関誌すらその発行は昭和二四年二月まで待たなくてはならかったのである。

なお、戦争犠牲者遺族同盟の方もその後勢いが振るわず、昭和二四年七月に解散した。[26] 資金の欠乏がその原因だったようである。[27]

(二) 広島県の遺族会

まず県の援護行政について触れておこう。初期占領政策が実施されていたこの時期、県は遺族に特化した援護行政をとることができなかった。それは**表1**に示した県の予算に反映されている。表1は昭和二一年度から二九年度にかけての一般会計決算を一覧にしたものであるが、「援護事業費」の中に「遺族援護事業費」という費目が現れるのは昭和二四年度からである。[28] それまでは戦没者遺族の援護は、生活困難者一般に対する援護の一部として扱われていたのである。

こうした中で遺族会の組織状況はどうであったか。まず県単位の遺族会であるが、広島県の場合、結成は全国的にも特に遅れ、昭和二四年八月のことである。その理由は、本来ならば広島市遺族会が県遺族会結成の音頭をとるはずのところ、広島市が原爆で壊滅的被害を受けたために市遺族会の結成が遅れ、それが県遺族会結成の遅れにつながったようである。[29]

表１　広島県決算における遺族援護事業費の推移（昭和21年度～29年度）

（単位　千円）

	歳出総額	援護事業費（項）	遺族援護事業費（目）	備考
21年度	243,139	－	－	
22年度	855,089	－	－	
23年度	3,719,281	6,392	－	
24年度	5,208,603	44,943	657	
25年度	6,843,605	43,767	3,170	
26年度	9,422,439	15,013	3,875	
27年度	12,521,768	31,742	10,266	
28年度	14,305,784	29,009	3,667	28年度から復員諸費（項）の中に旧軍人遺家族援護事業費（目）が追加され、1,253千円を支出
29年度	15,513,797	18,311	2,114	29年度の旧軍人遺家族援護事業費は978千円

注）昭和21年～22年は援護事業費という費目が存在せず、21年～24年までは遺族援護事業費という費目が存在しなかった。

出所）広島県編『昭和21年度～29年度版　広島県歳出歳入決算報告書』（広島県立図書館所蔵）

それでは町村単位の遺族会はどうであったか。広島市近郊に安芸郡瀬野村という村があるが、その村役場が残した「遺族会関係文書綴」という簿冊があるので、この簿冊を手がかりにこの時期の遺族会の状況を跡づけていきたい。この簿冊を開くと、昭和二二年二月下旬に作成したと思われる次のような文書が最初に綴じ込まれている。(30)

瀬野村役場発遺族宛

（標題なし）

このたびの戦争で犠牲になられました戦没者各位の霊を慰め併せて御遺族の皆様の御慰問を目的として広島地方世話部より係官が当地に出張致されますが時間の都合上一々御家庭を訪問する猶予が無いとのことでありますから、ご都合が悪からうとは思ひますが当日御遺族の方々に学校に集まっていただき共に係官からお話を承りたいと思ひます。

境遇を同じくする者が時々一堂集まって、悲しみを分かちあい慰めあふことは大変よいことだと思はれますから、ご多忙中恐縮乍是非ご都合をつけられ出席致

せられるやうご案内申上げます。
集合場所　国民学校作法室
日時　三月二日午前十時から

地方世話部とは、留守家族の世話、復員、遺族援護を担当した県庁の一部局である。遺族たちは三月二日小学校に集まって世話部の係官の話を聞き、その直後に瀬野村遺族会設立準備委員会を結成した。同準備委員会は村内の遺族に次のような文書を送っている。

設立準備委員会発遺族宛
（標題なし）

私共の愛する夫や子供兄弟が戦争のため犠牲となりましたうへ、あとに残された全国幾百万の遺族たちが敗戦下の祖国の混乱の中で如何に苦しみ如何に悩んだかは遺族皆様の身を以て体験致されてゐる処でありますが、この悲運の人々を救ひ慰めることを忘れた世間と政府は何の頼りにもならぬことが判りました。従ひまして私共の将来は私共の手自らで開拓致さなければなりません。社会の冷ひ仕打を恨む前に先づ深く省みて故人の崇高なる遺徳を汚さぬよう心掛けなければなりません。斯く考へてみますと遺族のもつ責任はまことに重大であり行手はこの上益々困難を加へることゝ思われます。

就きましてはこのたび戦没者の慰霊と遺族の相互援助を目的として瀬野村遺族会を結成致すことゝなり、その第一回総会を三月十一日午后一時より瀬野村国民学校に於て開催致しますから万障繰合せて御出席下さるよう申し上げます。

（後略）

こうして参集した遺族によって瀬野村遺族会は結成された。上に紹介した資料からは次のような姿が想像できる。まず、遺族会発足のきっかけを作ったのは県である。おそらく出張した係官は、初期占領政策の下、政府や県として遺族援護ができない現状を説明し、遺族自身で「戦没者の慰霊と遺族の相互援助」を行うよう、呼びかけるほかなかったのであろう。係官の説明を聞いた遺族は「世間と政府は何の頼りにもならぬことが判り」、慰霊と相互扶助のための団体としての遺族会を結成した。そして瀬野村に出張した係官は、他の村もめぐり同様の呼びかけを行ったことであろう。こうしていくつかの町村[31]で、遺族会が結成されていったと考えられる。

さて、それでは発足した遺族会はどのような活動をしていたのであろうか。瀬野村の「遺族会関係綴」から判断すると、遺族会としての行事のほとんどは戦没者の追悼、慰霊行事であり、しかもそれは遺族の個人宅で行われている。「公葬等について」により、村としての慰霊行事が実施できないがために、せめて遺族同士が集まって細々と慰霊活動を行っていたのであろう。

そして昭和二三年一〇月になると、瀬野村遺族会は改組し、名称も得生会に変更した。これは瀬野川遺族会に戦災者の遺族も合流し、共に慰霊活動を行うことになったためである。当時の遺族会の活動のほとんどが慰霊活動だったために、こうした合流も自然に行われたのであろう。なお得生会は、昭和二六年の年明け前後に再び名称を瀬野村遺族会に戻すことになる。

もう一つの村の事例を紹介しよう。県北の山間部に位置する山県郡美和村では、昭和二二年七月に美和村遺族会が結成された。遺族会の簿冊[32]の扉の紙に「遺族会一件　同胞援護会美和分会」と記されているところから判断すると、戦争犠牲者遺族同盟の要請を受けた同胞援護会広島県支部の呼びかけに応じて誕生した会の可能性が高い。ところで、この簿冊には昭和二二年七月に会員を募集したことを示す資料をファイルされた後、二六年になるまで書類が一件も綴じ込まれていない。美和村の場合、結成まもなく開店休業状態になった模様である。この

ことは、二六年に村長から同村遺族会長に送られた次の書類からも明らかである。

美和村村長米田政一発石橋小一郎宛（昭和二六年三月一七日）

山県郡遺族連合会結成について

本村の遺族会については昭和二十二年七月貴殿を会長として発会準備を進め会員申込受付中或種の事情の為立消となり、そのまゝ現在に至って居るのでありますが、今回郡の遺族連合会を結成すること、なり、別紙の通り結成式を挙行されますので美和村代表としてご出席を賜り度（後略）

「或種の事情」は具体的に分からないが、当時の時代状況を考えると、活動資金の不足により自然に活動を休止していったことが推測される。

このように、残された資料から推測する限り、町村遺族会の結成のきっかけを作ったのは県や同胞援護会の県支部であったが[33]、これに対するバックアップはなかった。そのため広島の遺族会の活動は低調であり、村内で細々と慰霊活動を行う程度のものとなった。なお、全国的に見てもこの時期は県単位の遺族会そのものができていない県も少なくなかったという[34]。また、県遺族会という看板があったとしても、「末端組織の成熟も充分でなかった」というのが当時の平均的な姿だったと思われる[35]。

三　占領政策の転換と遺族会の組織形成　昭和二四年二月～二五年一二月

(一) 時代状況

アメリカの対日占領政策は、昭和二三年に転換期を迎える。周知のように冷戦が深刻化する中、占領政策は「非軍事化と民主化」から経済復興中心に転換した。そして国内の政権も昭和二四年一月、保守政権である第二次吉田茂内閣が総選挙で圧勝した。こうした情勢変化は、遺族問題に大きな影響を与えることになる。

まず昭和二四年五月一四日衆議院において「遺族援護に関する決議」が全会一致で可決された。翌日には参議院においても、同趣旨の「未亡人並びに戦没者遺族の福祉に関する決議」が全会一致で可決された。この決議は、遺族に遺族年金又は弔慰金を支給すること等をその内容としていたが、これに対する政府の答弁は、総司令部の覚書きがある以上、これを支払うことはできないというもので、[36] 占領下の政府の置かれた現実を示していた。しかし、それでも国会が全会一致で可決したことは、「遺族を敬遠疎外する気風」を和らげ、遺族会の形成の追い風となったようである。日本遺族厚生連盟事務局長を務めた徳永正利は次のように回想する。[37]

> この決議は、いわば地に落ちた一粒の麦であった（中略）。父を、夫を、子を失った八百万の人々には、この決議を契機として急速に組織化され、遺族運動の底力はこの頃から目に見えて強靱さを増していった。

日本遺族厚生連盟は、この頃から国会に橋頭堡を築き始める。まず、昭和二五年三月衆議院内に戦死戦災者遺家族議員連盟が生まれ、[38] 同年六月には日本遺族厚生連盟会長長島銀蔵が参議院選挙（全国区）で当選を果たしたのである。事務所も二五年三月から尚友会館に初めて「事務所らしい事務所」を持った。徳永は「ここを拠点と

して連盟の活動は急ピッチで伸びて行った」[39]と昭和二五年を回想している。

(二) 広島県の遺族会

まず県の遺族援護行政を見ていこう。昭和二四年は遺族援護が開始された年である。表1で示したように初めて「遺族援護事業費」六六万円が県から支出されたのである。[40]

こうした中で、広島県単位の遺族会、すなわち広島県遺族厚生連盟（以下、県遺族厚生連盟と略）が昭和二四年八月に誕生した。その結成の中心となったのは尾道市の遺族会だったようである。それは県遺族厚生連盟の発起人代表が尾道遺族会長であること、[41]初代会長も尾道市の対岸に位置する向島町在住の県議藤田直義であったことから窺える。

ところで、県遺族厚生連盟は県との連携の下に結成されたと考えられる。

第一に、予算の面からそれがいえる。県遺族厚生連盟が結成されたのは、昭和二四年八月三一日である。それからわずか二カ月足らずの一〇月二九日、県知事は戦後初めて遺族援護事業費として六八万円（予算）を計上し、その使途として「遺族更正連盟の実施する遺族更正事業を推進助長する」などと県議会で答弁している。[42]このタイミングの良さを見ると、遺族会側は、県議であり県厚生連盟会長に就任する藤田が中心となって県と交渉を行い、県の予算が付くことを見越して組織を立ち上げたことが想像される。

第二に、県遺族厚生連盟の下部組織の組織化の過程から窺える。同連盟結成約一カ月前の八月一日、各郡に置かれた県の出先機関である地方事務所は、郡内の町村長に次のような文書を送っている。[43]

安佐地方事務所長発各町村長宛（昭和二四年八月一日）

遺族会規定案送付について

遺族会結成については種々御配意になり既に本郡内に於ても祇園、緑井、伴、鈴張、亀山、可部の六カ町村に結成済であり、未結成の町村に於かれては別紙遺族規定案を送付するから速急に自主的結成をせしめられる様御配慮願ひ度し追而結成後は当所宛報告せられたい。

（以下、規定案の内容は省略―引用者）

このように地方事務所は遺族会の規定案を用意してまで、町村に遺族会結成を促していたのである。なお、この文書が綴じ込まれた大林村遺族会の簿冊は、冒頭に村内の遺族の名簿を綴じ込み、次に右の文書がファイルされている。大林村では地方事務所の呼びかけに応じて急遽遺族名簿を作成し、遺族会の結成を促したようである。

さらに、地方事務所は郡連合遺族会結成の母体ともなった。郡連合遺族会とは、県遺族厚生連盟と町村遺族会の中間に位置する組織体であり、役割としては、県遺族厚生連盟からの伝達事項を町村遺族会に流したり、町村遺族会から靖国暦などの代金（後述）を集金して県遺族厚生連盟に納めたり、町村遺族会の意見を集約する場であった。この郡連合遺族会の立ち上げに際し、安佐郡では地方事務所自体が「安佐郡遺族連合会結成準備会」となり、山県郡でも山県地方事務所長が「山県郡遺族連合会結成発起人」を務めていたことが確認できる。さらに郡連合遺族会が結成されると、会の事務所は地方事務所内に置かれ、実際の事務も地方事務所の職員が代行している。(44)

さて、右に見たように県が遺族会を組織化したのであるから、遺族会が県と連携し、行政を補完するような活動を行うのは自然の成り行きであろう。以下、県遺族厚生連盟の活動を具体的に紹介していこう。

県遺族厚生連盟の活動の第一の柱は県から委託された事業の実施である。昭和二四年度は六八万円、二五年度

は八〇万円県から予算配分を受けて、①生活実態調査、②生活相談所設置、③援護思想普及及び宣伝活動を行っていた。[45]

もう少し詳しく述べると、①の生活実態調査とは、各町村遺族会が町村内の遺族の困窮状況を調査し、「生活保護による被保護世帯数」、「困っている世帯数」、「其他の世帯数」を、「未亡人」の世帯、「母姉妹」の世帯、「父兄其他」の世帯別に集計して一覧にするという比較的簡単なものである。県は遺族会の組織を利用して、遺族援護のための基礎資料を得ようとしたのであろう。

②の生活相談所の活動内容については、簿冊に資料が残されていないが、戦前・戦中に軍人援護会、銃後奉公会が行っていた身上相談を引き継いだものであろう。

③援護思想普及及び宣伝活動は、広島遺族新聞の発行と配布である。戦前・戦中は軍人援護会が、遺族の修養雑誌を発行していたが、戦後は遺族会による「援護思想」の普及のための新聞発行に変形したのである。なお、遺族新聞の配布に関する資料として次のものがある。

安佐地方事務所発各町村長宛（昭和二六年一月二九日）

遺族新聞取扱について

標記遺族新聞は県下遺族の自力厚生指導並びに援護思想の普及及宣伝事業のため県が広島県遺族厚生連盟に対し委託している事業の一つとして実施されている事業であって、これが配布については貴町村の御手数を煩わして感謝に堪えない次第でありますが、一部にはその新聞を遺族に配布することなく滞留している向がありますので、将来これが配布に当っては遺族会長宛必ず渡すよう御配意願いたい。

つまり遺族新聞は、実質的には町村役場を介して配布されていたのであろう。ここからも行政と遺族会の協働関係が確認できよう。

県遺族厚生連盟の活動の第二の柱は販売事業である。具体的には、靖国暦、遺族石鹸、遺族の家門標、バッジを遺族に販売して、その収益を県遺族厚生連盟の活動資金に充当していた。[46] こうした販売事業も、物品の販売という形を借りることにより、遺族会が行政に代わって遺族援護のための資金を徴収していたと見れば、遺族会による行政の補完活動と見ることもできる。ところで、安佐郡では門標、バッジを町村で遺族分買い取ったようである。[47] 遺族会の活動資金は、実質的に町村によっても支えられていたのである。

以上、遺族会の活動として県の委託事業、販売事業を見てきたが、町村遺族会の慰霊活動も一貫して行われている。つまり、県遺族厚生連盟が出来たことにより、町村遺族会はそれまでの慰霊活動だけでなく、県と連携した行政補完的な活動も行うようになったのである。

四　講和交渉の進展の中で　昭和二六年一月～二六年九月

(一) 時代状況

昭和二六年が明けると、講和の実現が急速に現実味を帯びてきた。そうした中、これまで遺族援護に関する積極的発言を控えてきた政府関係者にも変化が生じる。例えば、三月八日吉田首相は、連合軍の軍人遺家族援護に対する気持ちもだいぶ緩和してきたと思われるから、即座にというわけにはいかないが、出来るだけの保護を加えたいと思う、と国会で答弁し、[48] 四月二〇日池田勇人蔵相も、秋の補正予算で遺家族、傷痍軍人に関する諸経費を組みたい、と談話を発表している。[49]

こうして遺族援護再開への期待が膨らむ中で、日本遺族厚生連盟の政治過程に対する働きかけが活発化してきた。同連盟の機関誌を見ると、それまでもロビイングがないわけではなかったが、それは理事が理事会終了後に政府や国会、総司令部に手分けして陳情したり、各府県の遺族会から衆参両院に請願書を提出したりする素朴なものであった。しかし昭和二六年から、組織規模を生かした運動が加わってくる。その典型[50]が全国の遺族を動員した大会開催である。同年二月に第一回全国遺族代表者大会が三千人の参加者をもって開催され、ここには黒川武雄厚相をはじめ各党議員が多数出席している[51]。徳永はこの大会の前、三千人集めることができるか、言い換えれば「三千人を動員するだけの費用を、各支部が負担できるか」心配したというが[52]、大会には予定の人員が集まった。同連盟の地方組織が急速に強固になってきたことを示す出来事である。

(二) 広島県の遺族会

この時期、県遺族厚生連盟は組織として基盤を固めた。任意団体であった同連盟は財団法人として認可されたのである。それにともない同連盟では、①事務所建設費用（五〇万円）、②財団法人としての基本財産の造営（五〇万円）、③県合同慰霊祭の執行費用（五〇万円）、計一五〇万円の資金の募集を行った[53]。これらの資金はどのように集められたのだろうか。それは安佐地方事務所が各町村長宛に発送した文書に端的に示されている。

安佐地方事務所発各町村長宛（昭和二六年七月七日）

遺族援護について（通知）

（前略―引用者）本県におきましては一昨年八月三十一日広島県遺族厚生連盟が発足して近く二ヶ年を迎へんとして居ります。この間援護事業として県の委託を受け生活実態調査生活相談所設置援護思想普及宣伝等一応基礎的援護を実施

してきたのでありますが、今回連盟はその基礎を拡大して購買事業及遺族会館設置（家庭相談職業斡旋）等を実施して遺族の生活安定を図る目的で去る六月二十五日理事会（各郡・市支部長）を招集して、右事業資金の捻出方法につき討議がなされた結果、「各地元の協力を得る」旨、決議されたので既に貴管下遺族会長よりの連絡にて御承知の地域もあること、考えますが、右決議がなされましたので、この件につき遺族援護の趣旨御洞察の上、格別の配慮方願います。

追而遺族会未結成の町村に於かれましては早急に結成する様遺族をして慫慂せしめられます様願います

つまり地方事務所は「地元」すなわち市町村に負担を求めたのである。負担額はまず戦没者数を基に各郡の負担金を定め、郡でも同様に戦没者数を基に町村の負担金額を算出したようである。[54] また県も事務所の購入にあたっては、相当の資金提供をしたようである。[55]

このように広島県遺族厚生連盟は地方自治体の全面的バックアップの下、組織の基盤を固めたのであるが、それでは地方自治体がこれほどバックアップを行う理由は何であろうか。

第一に、そもそも戦前・戦中期の日本において、遺族援護に限らず社会事業は官民が一体となって行う伝統があった。[56] 遺族援護についていえば、県や市町村が軍人援護会県支部や銃後奉公会に補助金をつけ、援護活動を側面的に支援してきた。占領という特殊な状況が終わることが明らかになった時、遺族の絶対数の多さから考えても、官民一体となって遺族援護を行うことに、それほど疑問は生じなかったと思われる。

第二に、講和後の国政レベルの援護再開をにらみ、県としてはその手足となる団体として遺族会の重要性が増したと考えられる。特に遺族に金銭的な給付がなされる場合、遺族の人数の把握はもちろんのこと、法的な受給者を確定するための実態調査が必要になる。こうした行政の要請は次の文書に現れている。

山県郡遺族連盟会長山口良顕発各町村遺族会長各町村長宛（昭和二六年五月二五日）

戦争遺家族実態調査について

右のことについては今般県より本連盟に対し、先般国会において正式に遺族援護対策について論じられ、国会の空気もかように醸成されて来たので政府としても遺族につき何等かの対策を指示するものと考へられるので、何時でもこれに応じられるやう実態調査、結果等資料として至急整備の必要がありますので、御繁忙中恐縮とは存じますが、別紙調査票により来る六月五日までに必ず提出下さるよう特別の御協力を御願い致します

第三に「遺族票」が気になり始めた、知事や県議たちの意向が無関係とは考えにくい。実際、昭和二六年末の県議会の審議でも、ある県議が民生部長に、「われわれ県会議員へも相当（遺家族からの―引用者注）陳情があった」と思うが、県の遺家族援護に対する取り組みは消極的である、「遺家族の方々は首を長くして待っておられる」として、県の姿勢を問い正す場面もあった。[57] こうした遺族からのプレッシャーの中で、遺族会への支援が次第に手厚くなったと考えられる。

以上のように、講和を目前に控えて広島の遺族会は、行政の支援を背景に基盤を拡充した。ただし、東京で決まった全国的な動員に関連する文書は、ほとんど簿冊に収められていない。そうした動きは、講和条約締結後に本格化したようである。

五　講和条約締結直後の遺族運動の「沸騰」　昭和二六年一〇月～二七年四月

(一)　時代状況

昭和二六年九月サンフランシスコ講和条約が締結されると、遺族に対する援護は急速に進んだ。まず一〇月五日政府は補正予算として、遺族援護のための遺族実態調査費一億円を計上することを決定し、[58] 翌年一月一六日には「遺家族等援護費」として二三一億円をあてることを閣議決定する。[59]

こうして国レベルの対策が急ピッチで進む中、日本遺族厚生連盟の活動も一段と活発化した。第一回遺族大会から九カ月後の昭和二六年一一月二三日、二回目の大会が開催された。この大会は、わずか二週間前の理事会で急遽開催が決定されたものであったが、それは昭和二七年度予算編成前に「大きなクサビを打っておく」ためだったという。[60] さらに翌年一月政府予算案が閣議決定されると、遺家族援護費の少なさに憤激した同連盟は、一月二〇日に再び遺族を動員して第三回遺族大会を開いた。徳永によれば、この大会の空気は「殺気にも似た」ものであり、「七年間の忍従と苦闘、そして政府案に対する憤激が、大会場というルツボのなかで、混合し、沸騰した」という。[61]

その後政府は戦傷病者戦没者遺族等援護法案（以下、援護法と略）を提出、[62] 何度かの修正を経て二七年四月同法案は成立した。終戦から七年にして、遺族への年金が援護法に基づいて支給されることになったのである。

(二)　広島県の遺族会

右に述べたような東京の熱気は広島にも及んだ。東京と結びつきながら広島の遺族会も政治的な活動を見せるようになったのである。

時期は講和直前になるが、簿冊に残された最初の政治的な運動は、次のようなものである。

安佐郡連合遺族会長梶山正夫発各町村遺族会長宛（昭和二六年八月二七日）

遺族補償に関する陳情につき了解方紹介の件

（前略）首題の件につきましては第十国会の衆参両院に於て再決議され、政府に於ても真剣に考慮中で来るべき臨時国会及び次期通常国会にかけて愈々具体的に措置される情勢にありますが、その間全国遺族会は気勢を弛めず陳情を繰返し、熱望を強調すべきであり今般全国遺族会本部、県遺族会本部と次々に連絡して、当支部に通知がありましたので、茲に予め皆様の御了解を得ておきたいのです。それは今回は町村で動かないで専ら県本部で統一的に連続陳情を実施されることになりまして、皆様の御姓名をかり、本日から一〇月三日迄六十日間次々と波状的に毎日請願されるのであります。その陳情は陳情付端書で（左記の通り）六部宛出されるのでその点どうぞよろしく御了解を得ておく次第であります。（後略）

右の文章からは、県遺族厚生連盟が全国の遺族会と連動して、各町村の遺族会長の名前を借りて葉書陳情を行った様子が窺えるが、実際同年七月日本遺族厚生連盟理事会は、首相厚相など六名の政府関係者に対する全国的な葉書陳情の方針を決定していた。[63] つまり、県遺族厚生連盟は日本遺族厚生連盟と町村遺族会の間に立ち、県内遺族の動員の中核的役割を担うようになったのである。なお、こうした県内の遺族を動員した陳情活動は、昭和二六年の十二月、二七年の四月にも行われたことが簿冊から確認できる。[64] 同種の問題なので詳しくは述べないが、陳情の内容は日本遺族厚生連盟理事会の決定に沿ったものであり、広島の遺族会が東京と一体となって陳情活動を行っていたことが窺える。

また東京で行われる遺族大会への参加も、この時期から行われたようである。前述のように東京では一一月に

第二回遺族大会の開催が急遽決定されたが、次の文書には慌ただしく上京する郡遺族連合会長の姿が現れている。

安芸郡遺族連合会長頼澤忠雄発瀬野町長瀬野町遺族会長宛（昭和二六年一一月一八日）

（標題なし）

（前略）来る本月二十二日全国遺族代表者大会に参加することにつき、御協議申上べきでありますが時日もなく、また農繁期でもありますので後日総会及陳情の経過等も御報告申上げる事として一度御承認を願ひます（後略）

ちなみに、遺族を動員して遺族補償を訴える大会は、県内でもこの時期から実施されるようになった。広島で初めての遺族大会は昭和二六年一〇月に行われた。午前は「広島県戦没者合同慰霊祭」として慰霊行事が行われ県内の遺族が一万五千名参集し、知事や県議会副議長も参列した。午後からはそのまま県遺族大会となり、遺族年金、弔慰金の支給など「遺族援護強化十項目」を決議している。[65] 翌年一月には「遺族躍起大会」と名付けられた大会が開催され、この大会でも地元出身代議士が参列する中で「戦争犠牲者の遺族に公正な補償がなされるべきである」といった宣言が採択されている。[66]

ところで、この頃強まった東京との結びつきは政治的なものだけにとどまらなかった。資金的にも強く結びつくようになったのである。それは、昭和二六年後半に問題となった旧軍人会館買い取り問題に現れている。

旧軍人会館とは戦前、在郷軍人会によって建設されたもので、敗戦後は占領軍が接収し、やがて日本政府に返還された。昭和二六年これが民間に払い下げられる際、売価は当初四億円、最終的には二億七千万円とされたという。[67] 日本遺族厚生連盟理事会では、この買い取りに出願することを決定、資金は「各支部に協力してもらうことに」なった。[68] 広島県の遺族会でもこの買い取り資金をどう捻出するかが議論されたようで、大林村遺族会の文

書には次のような鉛筆書きのメモが残されている。

（標題なし）

一、軍人会館（四階、五〇〇〇人収容）　開散（ママ）団体処理委員会

遺族厚生連盟に払い下げる　四億五千万円

遺　一七五万　英二〇〇万　（正会員一口一〇〇円　四口以上四〇〇円）

町村に四月以降の年金を予想し一次立替へ

一口分一〇〇円　二七年二月末日

二口分二〇〇円　二八年三月末

一口分一〇〇円　二九年三月末

「遺」とは遺族の世帯数、「英」とは「英霊」すなわち戦没者数であろう。遺族から一世帯あたり四〇〇円を徴収すれば、四億五千万円用意できる。もっとも遺族から突然四〇〇円を集めることは容易ではなかったようで、現実には町村が「一時立替」を行うことが検討されていたようである。

以上のように、講和条約が締結されると、広島の遺族会は東京と連動しながら政治的な活動を行うようになった。広島の遺族会は、この頃から利益団体としての性格を持ち始めたといえよう。

六　独立回復後の遺族会　昭和二七年四月～二八年

㈠　時代状況

昭和二七年四月独立が回復すると、遺族援護に微妙な変化が生じる。それは戦前への回帰というべき変化であり、その典型が昭和二八年の恩給法改正である。前年援護法が成立して遺族年金の支給が始まったにもかかわらず、二八年に恩給法が改正され、軍人遺族への公務扶助料が復活したのである。これにより、多くの遺族は遺族年金でなく公務扶助料の受給者となった。これ以外にも昭和二七年五月に靖国神社で行われた臨時大祭には政府を代表して吉武恵市厚相、官房副長官（首相代理）が出席し、同年一〇月には天皇、皇后の靖国参拝が七年ぶりに行われた。二八年七月には遺族の靖国神社参拝の際の国鉄運賃割引制度も開始されたが[69]、これは戦前の臨時大祭の際に交付された優待乗車券の戦後版ともいえよう。

ところで、日本遺族厚生連盟は昭和二八年に解散して、財団法人日本遺族会として再出発した。また同年八月には「財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律」が成立した[70]。これにより旧軍人会館は日本遺族会に無償で貸与されることになったが、無償貸与のために動いたのは与党自由党の政治家だったという[71]。保守政党と遺族会の結びつきが強まっていたことを示す挿話といえよう。なお、日本遺族会はこの建物を九段会館と名付け現在も使用している。こうして日本遺族会の今日の姿がこの頃にほぼ形づくられたのである。

㈡　広島県の遺族会

（一）遺族会の活動

独立回復後の広島県の遺族会の活動について、まず行政と連携した活動から論じていこう。

第一に、独立回復後の県遺族厚生連盟の主たる事業として、遺児の靖国参拝事業がある。これは県内の中学二年生の遺児の中から七〇〇名を選び（遺族数に比例して市町村に参加人数を割り当てる）、遺族会役員が引率して靖国神社に参拝、参拝後は日光や京都での観光も行うというものである。問題はその費用であるが、遺児一人あたり三一〇〇円かかるところを、まず県が一四〇〇円を負担することが決まった。その上で県も各町村に以下のような要請を行っている。(72)

広島県民生部長（世話課）発各地方事務所長各市町村長宛（昭和二八年七月二一日）

遺児靖国神社団体参拝について（依頼）

広島県遺族厚生連盟に於ては別紙要綱に基き遺児の靖国神社団体参拝を計画しております。県においてもその趣旨に賛同し一〇〇万円（一人当り約一四〇〇円）の補助金を交付することと致しております。各市町村におかれましても出費多端の折とは存じますが本計画が遺族援護の一環であり又大きくは日本再建の一助ともなることと御理解戴きまして何分の補助をお与え下さるようお願い申し上げます。

なお地方事務所におかれては、如上の趣旨御諒承の上よろしく御配意の程お願いします。

結局、市町村も遺児一人あたり一七〇〇円の補助をつけることになり、遺児は無料で参拝できるようになった。戦前の遺児の靖国参拝には軍人援護会から旅費が支給されたが、戦後は行政の後援を受けながら遺族会が行う事業となったのである。

第二に、県からの委託業務である遺族実態調査はこの時期も行われているが、公務扶助料が復活したことにより、その重要性は増したと思われる。なぜならば、恩給法の規定は複雑で、受給権の有無や公務扶助料の額を算

定するために必要な情報は多い。遺族実態調査はその情報収集の一環だったようである。簿冊[73]には地方事務所が町村遺族会長を集めて、実態調査票作成のための説明会を催している文書が確認できるが、その文書のマニュアルを見ると、実態調査票は戦没者一人につき一件の書類を作成、そこに戦没者の本籍、所属部隊、死亡区分、死亡場所などを詳細に記述させるもので、この調査票を完成させるために相当なマンパワーが必要であったことが推測できる。

第三に、生活相談も引き続き県からの委託事業として行われているが、この時期の相談の中心は公務扶助料の受給の手続に関するものだったと考えられる[74]。こうした生活相談は遺族にも有用な事業であるばかりか、行政の側からみても事務負担の軽減につながったであろう。このように、遺族会は独立後も行政を補完する重要なパートナーだったといえよう[75]。

次に政治的な活動について述べる。

第一に、政治活動の中心は依然として陳情である。この時期の特徴として興味深いのは、昭和二七年以降地元選出代議士を対象とした陳情が行われるようになったことである。一例を挙げると、昭和二七年七月安佐郡遺族連合会長が町村遺族会長に充てた「遺族補償に関する陳情運動[76]」では、陳情の方法が次のように説明されている。すなわち、郡遺族連合会長は町村遺族会長に対し、陳情書への遺族会員の署名捺印を集めることを求めた後、追記として「近々地元選挙区選出代議士が帰郷すると思われるので、各支部に於てはその行く先々きに於てその地区の遺族会役員と共に陳情書を提出してその趣旨を陳情することになって居りますからなるべく速急に御提出下さい（波状的陳情が効果的と思われる）」と付記し、地元代議士に対する執拗な陳情を要請している。簿冊を見る限り、こうした地元代議士への直接的な陳情は、昭和二七年春頃から見られるようになった現象である。

一方、地元国会議員の側も遺族会の動員力に注目し始めたようで、瀬野村遺族会の文書には自由党代議士中川

俊思との次のようなやりとりが残されている。まず昭和二七年二月頃、中川から「御多忙中恐縮乍ら遺家族援護対策の参考資料に供し度存候に付いては貴町村遺家族数（但し世帯数）を至急御一報被下度御願申上候」との問い合わせの葉書（印刷）が瀬野村遺族会長の下に届いた。会長がこれに応答したところ、二七年四月頃瀬野村の村長を経由して再び次のような手書きの葉書が届いた。

冠省毎に格別の御尽力を賜り誠に感謝罷在候処、此度護国の英霊を慰むる微志として靖国神社拝殿写真を御地御遺族に一世帯一枚づゝ敬贈申上げることと致、既に御地区御遺族会長梶原一貫殿宛四三枚を発送致置候に就ては御繁忙中の折柄真に恐縮の至りに存候得共、右配布に付遺族会長に御協力賜り度、此段奉懇願候。何れ帰省の節は村に御挨拶申上度と存候。

おそらく中川は遺族数を把握した後、これを自身の支持基盤として固めるべく靖国神社の写真を送ったと思われる。[77] そして帰省の折には村長に挨拶した後、遺族会長とも懇談したことであろう。遺族会と保守政党政治家との結びつきは、独立回復前後からのこうしたやりとりの中で次第に形成されていったと考えられる。

政治活動の第二は選挙への関与である。これまで選挙運動に関連する資料はなかったが、昭和二八年になって大林村の文書に初めてそれが登場する。それは次のようなものである。

広島県遺族厚生連盟会長藤田直義発遺族会長殿（昭和二八年四月九日）

本連盟推薦議員選挙対策について

標記については先般四月六日本連盟役員会に於て今後の運動方針として遺族国家補償の完全実施を期するために今回の

選挙には遺族に関係のある候補者を推薦して運動することになり、衆議院及参議院地方区は諸般の事情で推薦困難につき、各地区毎に遺族のため協力する候補者の当選を期する様に御配慮を願うことにし、県連盟としては参議院全国区のみ遺族会に特に関係のある左記候補者を推薦することに決定しましたから、之をよく全員に徹底せしめ、此の際遺族は一丸となって力を発揮する様御配慮御願い致します。

記

参議院全国区

浅岡信夫

広島市出身　県連盟顧問　元厚生政務次官　元参議院引揚対策委員長　厚生政務次官当時県連盟の結成に努力された生みの親。

大谷藤之助

日本遺族厚生連盟顧問　靖国神社事務総長　島根県浜田市出身

重政康徳（遺族）

広島県深安郡神辺町出身　岡山農地事務局長

追信

浅岡信夫氏は遺族会生みの親とも言うべき人であり、現在連盟事務所を選挙事務所に貸与していますから、御了承の上御願い致します。

ここでの注目点は第一に「今回の選挙には」という表現である。この表現から広島県の遺族会が選挙に本格的に関与したのは、今回が初めてだったことが推測される。[78] 第二は、「衆議院及参議院地方区は諸般の事情で推薦困難」になったことである。これも推測の域を出ないが、陳情を通じて町村遺族会ごとに関係の深い代議士や候

補者が生まれた結果、県遺族厚生連盟として特定の人物を推すことは困難となり、各町村任せになったと考えられる。第三に、全国区では自由党の浅岡信夫に対し、連盟の事務所を貸与するほどの支援を行ったことである。これらの点を重ね合わせると、独立回復後、広島の遺族会は選挙運動にもかなり関与するようになったようである。

（二）資金の流れからみる遺族会の実態

以上、独立回復後の県遺族会の活動を見てきたが、当時の遺族会については資金の流れも比較的はっきりしているので、この点からも考察を加えておきたい。

表2—1・表2—2は昭和二九年度の広島県遺族会の理事会で配布された予算書であるが、ここでは参考情報にあたる「前年度予算額」（二八年度）の予算に注目しよう。

まず「歳出の部」（表2—1）の事業費の項目を見ていこう。そこを見ると、県と連携した事業あるいは県からの委託事業への支出の多さが注目される。具体的には、まず遺児の靖国参拝事業に一〇〇万円を超える予算が計上されていたことが分かるが、これは県からの補助金八〇万円を得て実施されたものである。次いで新聞発行費、遺族相談費、実態調査費への支出の割合が高い。これらは県の委託事業である。

一方歳入（表2—2）に目を転じると、ここでも目につくのは県への依存度の高さである。一八〇万円の県からの補助金、一四五万円の県費委託費が見込まれている。両者を併せると三二五万円で収入の約四三％が県から入る金ということになる。なお、会費収入も約二〇〇万円見込まれているが、これはあくまで計画であって会費収入は安定しなかったようである。ここで予算書から離れ、会費の問題を詳しく論じておこう。

そもそも遺族会で会費を取り始めたのはかなり遅い。[79] 大林村遺族会の昭和二八年一月の文書に次のようにある。

表２－１　昭和29年度歳入歳出予算書（歳出の部）

（単位　円）

			本年度予算額	前年度予算額	摘要
事務費	人件費		1,002,000	1,146,000	
	需要費		514,000	557,000	
	健康保険納付金		92,000	20,000	職員５人分
事業費	会議費		200,000	224,000	役員会、評議員会の旅費、弁当代その他雑費
	遺族相談費		500,000	370,000	県委託事業
	実態調査費	実態調査費	200,000	300,000	県委託事業
		印刷製本費	300,000	300,000	
	援護思想昂揚費	新聞発行費	（空白）	440,000	
		通信運搬費	（空白）	40,000	
	靖国神社参拝費	遺族団参	75,000	75,000	引率者旅費その他雑費
		遺児団参	820,000	1,020,000	内800,000円県補金
	遺児職業補導費	補導費	（空白）	200,000	
		奨励費	（空白）	120,000	
	講習会費	講師お礼	（空白）	60,000	
		会場費	（空白）	20,000	
		雑費	（空白）	20,000	
	激励大会	会場費	（空白）	60,000	
		雑費	（空白）	50,000	
	連絡指導費		230,000	45,000	本部役員会　中四国ブロック会議費
	遺族顕彰費		（空白）	37,000	
供物費			112,000	200,000	郡市支部1,000円宛　町村500円　実績による
遺族大会費			200,000	800,000	内10万円県費補助
会館建設費			（空白）	10,000	
借入金返済			1,120,000	（空白）	
公租公課負担金	公租公課		50,000	70,000	固定資産税20,000円　会議代2,000円　本部寄付金25,100円 特別負担金2,900円
予備費			130,000	564,620	
計			5,450,000	7,486,620	

注）摘要は本年度に関するもの。摘要内の記述は適宜省略している。

出所）表２－１、２－２とも「昭和二九年度歳出歳入予算書」（佐伯地方事務所「昭和二七年～二九年度遺族援護法関係綴」）

表２－２　昭和29年度歳入歳出予算書（歳入の部）

（単位　円）

	本年度予算額	前年度予算額	摘要
寄付金	100,000	100,000	
会費	3,050,000	2,077,000	61,000人×50円
県費補助金	900,000	1,800,000	
県費委託費	1,000,000	1,450,000	
共同募金	250,000	200,000	
借入金	（空白）	（空白）	
事業収入	130,000	200,000	
雑収入	20,000	100,000	
繰越金	（空白）	1,559,620	
計	5,450,000	7,486,000	

安佐郡遺族連合会長梶山正夫発郡下町村遺族会長宛（昭和二八年一月四日）

（標題なし）

（前略―引用者）

四、会費徴収の件

従来は県下各町村とも会費は遺族会は徴収しなかったが最近県庁からこの際多少の会費は会員から徴収するやう話が県遺族会にあったので年末県遺族会に於て今後本県内各町村同額として左の通り会員より会費を納めることに決定いたしました。

軍人軍属の遺族から金百円を毎年納めること。この百円の内五拾円は該町村の収入とすること。残る五十円は郡に分担金として納入すること。郡は五十円の内二十円を郡収入として参拾円を県遺に納入すること。

本廿七年度に限り一月末日迄に各町村に於かれては一遺族につき弐拾円づつの割合で郡遺に納入下さい。残る参拾円づつは三月末までに完納下さい。右は年金弔慰金を受領の際出していただくのが出易いでせう。

ここから分かるのは、第一に、昭和二八年まで遺族会は会費を徴収しなかったことである。それまでは県を始めとする自治体の補助に支えられてきたのであろう。第二に、会費の徴収は県の指示で始まったという事実である。県と遺族会の一体性を示す証左といえよう。第三に、会費徴収の仕組みである。すなわち、会費は町村遺族

表３　昭和27年度会費納入状況（昭和29年３月２日現在）

（単位　円）

	遺族数	会費総額	納入額	未納額
広島市	6,354	190,620	180,000	10,620
呉市	4,517	135,510	80,000	55,510
三原市	1,448	43,440	30,000	13,440
尾道市	1,572	47,160	0	47,160
福山市	1,919	57,570	20,000	37,570
因島市	1,224	36,720	30,000	6,720
安芸郡	4,661	139,830	42,830	97,000
佐伯郡	4,354	130,620	60,000	70,620
安佐郡	2,568	77,040	37,210	39,830
山県郡	2,229	66,870	36,000	30,870
高田郡	2,058	61,740	30,000	31,740
賀茂郡	3,756	112,680	0	112,680
豊田郡	4,990	149,700	70,000	79,700
御調郡	2,088	62,640	50,000	12,640
世羅郡	1,537	46,110	29,010	17,100
沼隈郡	3,745	112,350	66,470	45,880
深安郡	2,067	62,010	45,000	17,010
芦品郡	2,941	88,230	30,000	58,230
神石郡	1,282	38,460	0	38,460
甲奴郡	827	24,810	10,000	14,810
双三郡	2,629	78,870	30,000	48,870
比婆郡	2,558	76,740	77,000	−260
計	61,324	1,839,720	953,520	886,200

出所）「昭和27年度会費納入状況」（佐伯地方事務所「昭和二七年～二九年度遺族援護法関係綴」）

会が遺族から集め（一人百円）、その半分の五〇円を郡連合遺族会に納入、郡連合遺族会は県遺族厚生連盟に三〇円納入する仕組みになっていた。

こうして遺族会は会費を徴収するようになったが、会費は容易に集まらなかった。簿冊にも会費の納入を促す文書が散見されるが、その際**表３**のような資料がしばしば添付されていた。表３は昭和二八年に回収した昭和二七年度分の会費納入状況を市郡別に一覧にした表であるが、二九年三月現在で約九五万円、納入率は五〇％程度であった。先の予算書は昭和二八年の会費

収入を二〇〇万と計算していたが、実際に集まったのはその半分ということになる。さらにこれが二八・二九年度になると納入率は、一三％程度にまで落ち込む。[80] こうした納入率の悪さは、[81] 遺族の経済的な困窮にも起因すると思われるが、もう一つの重要な理由は会への帰属意識の問題ではないかと思われる。繰り返し述べたように、県遺族厚生連盟は行政がいわば「上から」組織化を促した側面が強く、遺族が自ら団結して組織化が進んだとは言い難い。そうであるがゆえに、会費を払うことに抵抗を感じる遺族が多かったのではないかと考えられる。[82] こうして会費収入は当時必ずしもあてにならず、その意味でも遺族会の県への依存度は相当高かったといえよう。[83]

以上、資金の流れから浮き彫りになったのは、県からの資金的な支援に支えられた県遺族厚生連盟の姿であった。[84]

七　おわりに

本稿は広島県の遺族会の資料を用いて、昭和二〇年代における日本遺族厚生連盟について二つの点を考察してきた。

第一に、日本遺族厚生連盟の地方組織が発展した理由は何か。その理由として本稿が指摘したのは県をはじめとする地方自治体の援助である。県遺族厚生連盟の立ち上げの際、県は遺族会の事業に出資したばかりでなく、地方事務所を介して町村遺族会の結成を促す産婆役を果たした。県遺族厚生連盟が結成されてからも、県は遺族会への事業委託、遺族会事務所建設の助成、遺族会への補助金給付、遺族会の事業（遺児靖国参拝）への助成を行い、市町村も町村遺族会への補助を様々な形で行っていた。遺族会は行政によって、創設され支えられていたのである。そうであるがゆえに、遺族会員の遺族会への一体感、忠誠心は当時必ずしも強力ではなかったと考え

られる。[85]

第二に、日本遺族厚生連盟の中央と地方関係は、いつからどのように深まったのか。初期占領政策期、広島と東京は全く結びついていなかった。そもそも県遺族会さえできておらず、たとえ出来ていたとしても、全国規模の運動を起こす動機は薄かったであろう。占領下では、遺族への国家補償という目標の実現可能性はあまりに低かったからである。しかし、講和条約の締結によって実現可能性が高まると、そこから東京との結びつきは急速に深まった。講和直後には遺族大会への参加、全国的な陳情活動への参加が見られ、独立回復後には、地元代議士との関係も深まり、選挙運動にも関与するようになったのである。

最後に冒頭の問題意識に戻ろう。日本遺族会はなぜ結成一〇年足らずで「圧力団体」と呼ばれるほど急成長したのか。巨視的にいえば、敗戦によって否定された遺族への補償の再開（および向上）という共通目標が全国の遺族を結びつけたわけであるが、それだけでは説明としては不十分である。オルソンが指摘するように、[86]共通の利益だけで団体は自然に形成されない。フリーライダーの問題が生じるからであり、事実遺族会でも会費に関してその傾向が見られた。そこで大事なのが微視的な視点であり、本稿は行政が地方レベルで遺族会の創設と維持に貢献していたことを明らかにした。[87]マクロとミクロ二つの要因が重なりあって、急速な成長が可能になったといえよう。

（1）村松岐夫他『戦後日本の圧力団体』（東洋経済新報社、昭和六一年）、第二章「団体の形成」（辻中豊執筆）。

（2）例えば、「選挙に踊る圧力団体」（『毎日新聞』、昭和三三年五月一八日）といった特集。もっとも大嶽秀夫によれば、実際に利益団体が運動を活発化させたのは、占領という重石が外れた講和条約締結前後であったという（大嶽秀夫『高度経済成長期の政治学』東京大学出版会、一九九九年、二五頁）。

(3) 一例を挙げると、『週刊朝日』(昭和三三年二月二日号)は、扉のページを靖国神社に座り込む遺族会の人々の写真を配置した上で、「軍人恩給罷り通る」という九ページにわたる特集を組み、日本遺族会の活動を批判的に取り上げている。

(4) 県遺族会の下部組織について述べると、県遺族会は各郡連合遺族会と市遺族会の連合体である。さらに郡連合遺族会は町村単位の遺族会から構成されている。町村遺族会は「単位遺族会」とも呼ばれ、遺族会員の日常の活動は町村遺族会を単位として行われる。

(5) 本稿が一次資料として利用するのは、広島市公文書館所蔵資料として、大林村「遺族会一件」(『旧大林村役場文書』)、瀬野村「遺族会関係文書綴」(『旧瀬野村役場文書』)、広島県立文書館所蔵資料として、「美和村遺族会関係綴」(『芸北町役場文書』)、佐伯地方事務所「昭和二七年〜二九年度遺族援護法関係綴」(『佐伯地方事務所文書』)の四つの簿冊である。

(6) 石田雄「農業協同組合の組織論的考察」(『社会科学研究』、一九五九年七月)。

(7) 田口富久治、十枝内良憲「圧力団体としての医師会」(『中央公論』、一九五九年四月)。この他、戦後補償を求めるという意味で、遺族会と似た性格も持つ引揚者団体の事例研究もあるが(John Creighton Campbell, "Compensation for Repatriates", in T.J. Pempel (ed.), *Policymaking in Contemporary Japan* (Cornell University Press, 1977)、同論文も引揚者団体の政治過程への働きかけの分析が中心で、団体の形成過程は考察されていない。

(8) 前述した辻中の研究が例外的なものである。

(9) 北河賢三『戦後の出発—文化運動・青年団・戦争未亡人—』(青木書店、二〇〇〇年)。同書は全国各地の遺族会史を網羅的に調査した労作である。

(10) 田中伸尚他『遺族と戦後』(岩波新書、一九九五年)。同書の問題関心は、「戦争の防止」「世界平和の確立」「全人類の福祉に貢献」を謳っていた日本遺族厚生連盟が、なぜそれを放棄し「英霊顕彰」を目的とする日本遺族会に変わったのかという点にある。なお、五五年体制下の日本遺族会の組織と選挙を分析した研究として、拙稿「参議院全国区選挙と利益団体—日本遺族会の事例分析—」(『選挙研究』、二〇〇九年一二月)がある。

(11) 今井勇「戦没者遺族運動の形成と戦後国家への再統合—戦争犠牲者遺族同盟分裂をめぐって—」(『年報・日本史

叢』、二〇〇二年）、同「戦後国家との関係確立を求めた戦没者遺族運動―占領下の展開と「愛国心」問題―」（『年報・日本史叢』、二〇〇三年）。前者は戦争未亡人の動向を追ったもので、後者は日本遺族厚生連盟の動向に言及されているが、理念の問題が主たる考察の対象になっている。

(12) 木村卓滋「戦傷病者戦没者遺族等援護法の制定と軍人恩給の復活―旧軍人関連団体への影響を中心に―」（『人民の歴史学』、一三四号、一九九七年）では、戦傷病者戦没者遺族等援護法の制定過程、および恩給法改正過程における遺族会の反応に言及がされている。

(13) 戦時中の軍人援護体制についての記述は、青木大吾『軍事援護の理論と実際』（南郊社、昭和一五年）による。

(14) 全国七〇七〇の銃後奉公会の収入を調査した資料によれば、昭和一四年度これらの団体の総収入は二〇六八万円、そのうち会費収入は七二五万円であった。県、市町村、その他からの補助金は合わせて四九四万円、寄付金収入は三七〇万円であった（同右、一四一頁）。

(15) 厚生省援護局編『引揚げと援護三十年のあゆみ』（ぎょうせい、昭和五三年）、二三六頁。

(16) 三原則の内容およびそれがもたらした意味については、『厚生省五十年史・記述篇』（厚生問題研究会、一九八八年）、北場勉『戦後「措置制度」の成立と変容』（法律文化社、二〇〇五年）、八四～九四頁を参照した。

(17) 北場によると、当初は一定の条件下で例外が認められたが、新憲法（憲法八九条「公金その他の公の財産は（中略）公の支配に属さない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない」）の制定とともに全く禁止されたという（前掲、北場『戦後「措置制度」の成立と変容』、九五頁）。

(18) 賀屋興宣編『日本遺族会十五年史』（日本遺族会事務局、昭和三七年）、一三頁～一四頁。

(19) 前掲、北河『戦後の出発』の三章「遺族運動と戦争未亡人」。

(20) 前掲、北河『戦後の出発』によれば、この第二回目の大会でアジ的挨拶があったため、遺族代表の中から「遺族会は左傾化してはならない」「戦没者の死を意義あらしめ、英霊が国家によって顕彰されなければならない」といった声が出て、露天会議につながったという（一五一頁）。この大会に出席した藤田美栄（日本遺族会元婦人部長）も、「共産党の婦人代議士達が出席して意見が違うので物別れとなりました」と回想している（藤田美栄『遺族とともに五十三年』〈青森県遺族連合会、平成十四年〉）。

(21) 「あれから十年①」(『日本遺族通信』、昭和三二年七月三一日)。
(22) 岩手県遺族連合会『遺族会会報』、昭和二三年九月二五日(メリーランド大学蔵、複製・国立国会図書館憲政資料室蔵『プランゲ文庫』)。
(23) 「あれから十年③」(『日本遺族通信』、昭和三二年九月三〇日)。
(24) 前掲、『日本遺族会十五年史』、一二二頁。
(25) 「あれから十年⑥」(『日本遺族通信』、昭和三三年七月三〇日)。
(26) 『同胞援護会会史』(同胞援護会会史編纂委員会、昭和三五年)、一〇五頁。
(27) 創設メンバーの一人であった女性は参議院で証言し、自分たちは全面的に会のために働き、外で職業を持つ暇もないほどであったが、「経費が続かなくなり、自分達の子供を抱えておる生活が成立たなくなったものですから、解散いたしました」と率直に述べている(『第五回国会参議院厚生委員会会議録第九号』、昭和二四年四月一六日)。なお発足当初は同胞援護会からの財政面、労力面の援助があったことから推測すると、同胞援護会が補助金を得られなくなったことで、戦争犠牲者遺族同盟の活動資金も不足していった可能性が考えられる。
(28) 初めて遺族援護の予算がついた際、県議会で県の厚生課長は、これまでも「生活保護法による生活扶助の面で遺族に対しては相当援護金を支出いたしております」と答えている(広島県会編『広島県会議事速記録・昭和二四年六・八・十・十二月定例会』〈一九四九年〉の一〇月定例会の五五頁)。
(29) 『日本遺族通信』、昭和二四年八月一五日。
(30) 前掲、瀬野村「遺族会関係文書綴」。以下瀬野村遺族会および安芸郡の遺族会に関する記述は、特に断らない限りこの簿冊によるので、出典の表記は省略する。引用に際しては句読点を適宜補った。
(31) 県全体でどの程度、町村遺族会が結成されたかは不明である。ちなみに、安佐郡では昭和二四年八月一日現在で、郡内二二町村のうち六町村に過ぎなかったことが確認できる(「安佐地方事務所長発各町村長宛(昭和二四年八月一日)・遺族会規定案送付について」〈前掲、大林村「遺族会一件」〉)。
(32) 前掲、「美和村遺族会関係綴」。以下、美和村遺族会および山県郡に関する記述は、全てこの簿冊によるものなので、出典の表記は省略する。

(33) 全国的にこれと同様な道筋で遺族会が結成される例が多かったと思われる。例えば埼玉県の遺族会史は県遺族会の出発を大略次のように説明している。昭和二一年公務扶助料が廃止される中、埼玉県の地方世話部は、遺族の団結が遺族の厚生のために必要であると考えた。そこで県世話部長は同胞援護会埼玉県支部を訪ね、遺族会結成についての協力を依頼した。そこにたまたま戦争犠牲者遺族同盟の結成が起こり、同同盟からも地方遺族団体の組織化の依頼状が来た。そこで県と同胞援護会埼玉県支部は、遺族会の結成と促進について協力し合っていくことを約したが、県としては軍政部との関係から表面に立って活動できず、同胞援護会が主体となって町村遺族会の結成を呼びかけ、二二年七月に町村遺族会代表者が集まって、県遺族会が結成された（『埼玉県遺族連合会史』、埼玉県遺族連合会、一九八六年、二七―二八頁）。各地の遺族会の結成状況を調べた北河も、「男性遺族や地方世話部などの働きかけで設立されたケースが最も多」いと見解を示している（前掲、北河『戦後の出発』、一五九頁）。

(34) 前掲、北河『戦後の出発』、一五一頁。なお、昭和二六年六月の段階に至っても、鹿児島、栃木、秋田では県遺族会が結成されていなかった（日本遺族厚生連盟顧問森田俊介の証言、〈「第十回国会（継続）参議院在外同胞引揚問題に関する特別委員会会議録第一号」、昭和二十六年六月二十九日」〉）。

(35) 例えば、昭和二四年日本遺族厚生連盟への負担金を支払った県遺族会は、一〇数カ所に過ぎなかった（『日本遺族通信』、昭和二四年九月二五日）。支払えるだけの組織を持っていた県遺族会は少数派だったといえよう。

(36) 池田勇人蔵相の答弁（『日本遺族通信』、昭和二五年三月二五日）。

(37) 「あれから十年④」（『日本遺族通信』、昭和三二年一一月三〇日）。「あれから十年」という回想は二五回連載されたが、執筆者に徳永と明記されている回とそうでない回がある。本稿は全て徳永の記事と推定して論述する。

(38) 『日本遺族通信』、昭和二五年五月一五日。

(39) 「あれから十年⑥」（『日本遺族通信』、昭和三三年七月三〇日）。

(40) 初めてであったことは、県議会で知事が「民生関係では新たに遺族援護対策として」六八万円を追加した（前掲、『広島県会議事速記録・昭和二四年六・八・十・十二月定例会』の一〇月定例会の八頁）と説明したところからも裏づけられる。

(41) 「広島県遺族厚生連盟発会式案内状（昭和二四年八月一七日）」（前掲、瀬野村「遺族会関係綴」）。

(42) 前掲、『広島県会議事速記録・昭和二四年六・八・十・十二月定例会』の一〇月定例会の三七頁。
(43) 前掲、大林村「遺族会一件」。大林村および安佐郡に関する記述は、全てこの簿冊に基づくものなので、以下出典は原則として省略する。
(44) 例えば、県遺族厚生連盟の販売事業で町村遺族会が物品を購入した際、代金は地方事務所に送られ、領収書も地方事務所の職員名で発行されている（昭和二六年四月に綴じ込まれた門標の領収書〈前掲、大林村「遺族会一件」〉。また佐伯郡地方事務所の文書では、昭和二七年の佐伯郡連合遺族会の名簿に「郡遺会の事務は地方事務所厚生課谷峯主筆に委嘱」と明記されている（前掲、「昭和二七年～二九年度遺族援護法関係綴」）。
(45) 『日本遺族通信』、昭和二五年一一月一五日。
(46) これに関する資料は瀬野村、大林村の簿冊に多数見られる。
(47) 「安芸郡遺族連合会長発各町村遺族会長宛（昭和二五年八月一五日）・役員会開催の件（通知）」（前掲、大林村「遺族会一件」）。
(48) 「第十回国会参議院予算委員会会議録第二二号」（昭和二六年三月八日）。
(49) 『日本遺族通信』、昭和二六年五月一日。
(50) この他昭和二五年末の理事会では、各支部が地元選出の代議士に陳情書をもって「面接」を行い本部に結果を報告することが決められた（『日本遺族通信』、昭和二六年一月一日）。
(51) 『日本遺族通信』、昭和二六年三月一日。
(52) 「あれから十年⑪」（『日本遺族通信』、昭和三三年一二月三〇日）。
(53) 「基金募集趣意書」（前掲、瀬野村「遺族会関係文書綴」）。
(54) 「山県郡遺族連合会長発各町村長・遺族会長宛　遺族会分配金割当てについて（昭和二七年三月）」（前掲、「美和村遺族会関係綴」）。
(55) 前掲『日本遺族会十五年史』の広島県遺族会の項には、「昭和二七年九月一日県費の助成を得て現在の広島中心街に移転、内外ともに陣容を確立した」（二八六頁）とある。
(56) 前掲、北場『戦後「措置制度」の成立と変容』、七六―八四頁。

(57) 広島県会編『広島県会議事速記録　昭和二六年五・七・十・十二月定例会』（一九五一年）の一二月定例会の二五―二六頁。
(58) 『朝日新聞』、昭和二六年一〇月六日。
(59) 『朝日新聞』、昭和二七年一月一七日。
(60) 「あれから十年⑫」（『日本遺族通信』、昭和三四年一月三〇日）。
(61) 「あれから十年⑭」（『日本遺族通信』、昭和三四年四月三〇日）。
(62) 同法案の成立経緯や法案成立がもたらした意味については、前掲木村論文が詳しい。
(63) 『日本遺族通信』、昭和二六年八月一日。
(64) 前者は政府に弔慰金や遺族年金の支給などを求めたもので（「遺族補償に関する陳情について」昭和二六年一二月二三日、〈前掲、大林村「遺族会一件」〉）、後者の陳情は政府提出の援護法への不満から、援護法を暫定措置とし、政府に新たに遺族対策審議会を作ることを求めた陳情である（「（標題なし）・昭和二七年四月〈前掲、瀬野村「遺族会関係文書綴」〉）。
(65) 『中国新聞』、昭和二六年一〇月二〇日。
(66) 『中国新聞』、昭和二七年一月一一日。
(67) この買い取り問題は、前掲、田中『遺族と戦後』に詳しい。座談会「二十年をかえりみて」（『日本遺族通信』、昭和四二年一二月一日）も参照。
(68) 『日本遺族通信』、昭和二六年九月一日。
(69) 『日本国有鉄道百年史・一三巻』（日本国有鉄道、一九七四年）、五六頁参照。
(70) 日本遺族会への改組とこの法律はセットであった。旧軍人会館を借り受けるにあたって、任意団体では借り受けの資格がなかったからである（前掲、田中『遺族と戦後』、五九頁）。
(71) 日本遺族会幹部の回想によれば、その幹部は買い取り資金を用意できないため自由党の星島二郎に「泣きついた」。そこで星島はその幹部を伴って木村篤太郎法相の所へ談判に行き、「軍人会館を遺族厚生連盟にあげなさい。国が二億七千万円ばかりとってどうする」と迫り、その結果、無償貸与が決まったという（『日本遺族通信』、昭和四二

年一二月一日)。

(72) 前掲、大林村「遺族会一件」。

(73) 「遺族会長会同研究事項(昭和二九年四月二四日)」(前掲、佐伯地方事務所「昭和二七・二八・二九年度遺族援護法関係雑件綴」)の添付資料。

(74) 「昭和二八年度移動相談所実施要綱」(前掲、大林村「遺族会一件」)によれば、生活相談業務の筆頭にくるのが、「(ア)公的扶助の徹底に努め、関係方面に連絡をとること」という項目であった。

(75) このことが明確に示された資料を紹介すると、昭和二九年二月笹井という県の世話課長は、『広島遺族新聞』に次のような文章を寄せている。すなわち、笹井は公務扶助料復活にともなう恩給事務により、世話課が多忙さを極めている現状に言及した後、「遺族会に於てもこれ等の団体(軍人恩給連盟を指す—筆者注)に劣らぬよう、更に相互扶助の実を挙げられ、扶助料請求に協力されることを希望する」と、遺族会への期待を述べる。さらに笹井は、「遺族会に於ては恩給早期支給の為、国家や県選出代議士に対し、恩給局の事務簡疎化と恩給事務費増額につき猛烈な運動を実施されることを希望する」と、遺族会の政治的な活動にまで期待を寄せた。行政と遺族会の関係が示された談話といえよう(同新聞は、前掲、佐伯地方事務所「昭和二七・二八・二九年度遺族援護法関係雑件綴」に綴じ込まれたもの)。

(76) 前掲、大林村「遺族会一件」。

(77) 地元紙の選挙特集の記事の中でも、「(中川は—引用者)最近では署名入りの靖国神社の写真を遺族に贈って効果をあげたといわれている」と報じられている(『中国新聞』、昭和二七年七月一九日)。

(78) 理由は定かでないが、前回(昭和二七年)の総選挙の際には、地元紙も「広島県の遺族連盟としては選挙に関係しない方針をとっているようだ」と報じている(『中国新聞』、昭和二七年七月二〇日)。

(79) 会費をとらなかったのは広島だけではなく、全国的にそうだったようである。昭和二六年、前出の森田俊介は、日本遺族厚生連盟傘下の県遺族会で「会費のようなものをとっておるところは非常に少ないと思います」と参議院で証言している(「第十回国会(継続)参議院在外同胞引揚問題に関する特別委員会会議録第一号」、昭和二六年六月二九日)。

(80) 二八・二九年度は予定の会費総額三〇八万九五五〇円（遺族一人あたり五〇円×六万一七九一人）に対し、納入額は四〇万五八三〇円に過ぎなかった（「昭和二八年・二九度会費納入状況」、〈前掲、佐伯地方事務所「昭和二七年～二九年度遺族援護法関係綴」〉）。もっともこれは、二九年一〇月一五日現在の数値なので、その後もう少し納入率が上がったのかもしれない。

(81) それゆえ、昭和二九年に広島県遺族会は銀行から借り入れた九〇万円を期日までに返済できないという事態に陥り、その対応策が理事会の議題となったこともあった（「常務理事会関係書類」、〈前掲、佐伯地方事務所「昭和二七年～二九年度遺族援護法関係綴」〉）。

(82) 広島県遺族会のある女性役員の回想にも、「いよいよ遺族会を結成しようと会員をやっと募集して、責任者が会費を徴収しようとすると『可愛い一人息子を、愛する夫を殺されてその上金を出せとは何事か。金は自分が貰いたい』と」いう反応が返ってきたことが記されているが（前掲、『広島県遺族会のあゆみ』、四四八頁）、当時の一般的な反応であろう。

(83) 町村レベルでも補助金はあった。瀬野村では、遺族会への補助金支給は昭和二五年に始まり四〇〇〇円が支給された（当時は得生会）。二六年度は五〇〇〇円（「遺族会負担金」）、二七年は「遺族会負担金」一万一三六八円、二八年度は五九六五円（「郡遺族連合会負担金」）と三五〇〇〇円（「遺族会事業補助」）の支出が確認できる（「各年度安芸郡瀬野村歳出歳入決算書」、〈『旧瀬野村役場文書』〉）。大林村でも二六年度から「郡遺族会負担金」として一〇〇〇円の補助金が予算に計上され、二七年には一〇〇〇円、二八年は七五〇円が計上されている（「各年度予算書」〈『旧大林村役場文書』〉）。瀬野村や大林村では、町村遺族会が郡遺族連合会に納めるべき負担金を、村が肩代わり、あるいは補助していたと考えられる。

(84) 行政の遺族会への資金的援助は広島県特有のものではなく、全国的なものであろう。**表4**は名古屋市が作成した遺族援護関係の簿冊に挟みこまれた一覧表をそのまま再現したものであるが、五大都市で様々な形で遺族会およびその事業に対する支出が行われていたことが確認できる。

(85) 遺族会への忠誠心が高くなったのは、昭和三〇年代の後半に未亡人が運動に参加するようになってからと考えられる。この点については、前掲拙稿「参議院全国区選挙と利益団体」参照。

表４　昭和31年度五大都市遺族対策費比較表（昭和31.4.18調）

（単位　円）

都市別	予算総額	事業内容	予算額	説明
横浜市	2,775,000			
		遺族会補助金	300,000	
		遺族慰安費	300,000	
		追悼式経費	675,000	
		遺児身元保証費	1,000,000	
神戸市	11,195,000			
		遺族慰安費	1,800,000	
		遺族靖国神社団体参拝費	900,000	未亡人、老父母を対象250人
		護国神社供物料	200,000	春秋２回、100,000づつ
		慰霊祭費	100,000	１市４郡
		遺族会補助金	400,000	
		遺族年末貸付金	7,500,000	１回7,143円（国債担保）
		事務費	295,000	
大阪市	897,500			
		遺児育英費	3,000,000	奨学資金支給　高校生月額700円
		遺族靖国神社団体参拝費	1,600,000	老父母、未亡人400人 @3,700円
		遺族慰安費	2,550,000	
		遺族会委託料	1,250,000	遺族会補助金
		慰霊祭費	410,000	
		事務費	165,000	
京都市	2,840,000			
		委託料		遺族会え(ママ)交付
		１　遺児靖国神社参拝費	1,115,000	（900人対象）
		２　生活相談費	480,000	
		３　派遣遺婦事業費	1,045,000	
		４　慰霊祭費	200,000	
名古屋市	7,893,600			
		遺児靖国神社参拝費	593,800	160人
		卒業報告祭費	80,000	600人
		護国神社供物料	500,000	
		遺族慰安費	2,300,000	
		遺族会補助金	2,200,000	
		遺族援護費	520,000	
		慰霊祭費	650,000	
		遺児就業対策費	1,050,000	

出所）「昭和31年度五大都市遺族対策費比較表　（昭和31.4.18調）」（名古屋市政資料館蔵『昭和二十八年三月起遺族援護関係綴』）

(86) 利益団体形成の理論研究の分野では、オルソンの登場前は、利益団体の形成を導く基本変数はマクロな社会的変化であると説明されてきた。つまり、団体の形成は社会的変動の直接的かつ自動的帰結として考えられたのである。しかし、一九六五年に発表されたオルソンの『集合行為の論理』は、利益団体が共通の利益によって自動的に形成されることを否定する。なぜならば、個人が自己の効用を最大化するよう合理的に行動することを前提とした場合、個人は団体加入のためのコストを払わず、フリーライダーになるのが最も合理的であるからである（利益団体理論の研究史は、伊藤光利他『政治過程論』〈有斐閣、二〇〇〇年〉の第七章（伊藤光利執筆）、および丹羽功「利益団体の組織分析（一）―アメリカ政治学における理論の展開―」〈『法学論叢』、一九九五年九月〉を参照した）。

(87) この点はJ・L・ウォーカーの理論と整合性が強い。ウォーカーは一九八三年に「アメリカにおける利益団体の起源と維持」（*The American Political Science Review*, Vol. 77, No. 2, 1983）を発表し、団体の形成と維持には団体外部からの支援、とりわけ政府や財団からの財政的援助が重要であることを指摘している。行政機関や財団が財政的援助をすることにより、政治的企業家が団体を創設、維持するのを容易にし、それによりメンバーの団体加入へのコストは下がる。そこでフリーライダーの問題は克服できるのである。もっとも、ウォーカーの議論は、会に自由に参加できる自発的団体に対するサーベイから得られた知見であり、遺族会のように行政と未分化な団体と比較するには一定の留保が必要であろう。

追記　資料閲覧に際して、広島市公文書館の池本公二氏には様々なご便宜をはかっていただきました。この場を借りてお礼申し上げます。また本稿は、科学研究費補助金・若手研究（スタートアップ）「利益団体と保守政党の戦後史―日本遺族会の実証研究」の成果の一部です。